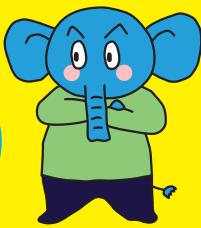


くらしの アドバイス



悪質商法は
あなたを
ねらっています



こんな時
どうすれば…
答えは
本書の中に!

悪質商法は、こんなあなたをねらっています

あなたはどのタイプ

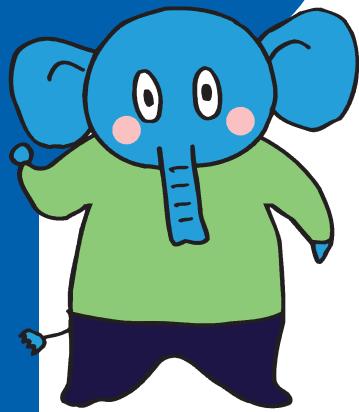
START

YES

NO



- **解決ファイル①**
契約って何? P 23
- **解決ファイル②**
多重債務って何? P 25
- **解決ファイル③**
ネットトラブルに遭わないために P 29
- **解決ファイル④**
クーリング・オフって何? P 31
- **解決ファイル⑤**
それでもトラブルに出会ったら
どこに相談すればいいの? P 33



だまされないゾウくん
島根県消費者センター
マスコットキャラクター



友人が多い人気者。野心家であるあなたは、思ったことは何でも実現する信じる

大友恵美さんタイプ



親友と呼べる友人が、たくさんいると思う。

人が集まると、ついリーダー的になってしまふ。

向上心があるまじめなあなたは、温厚で人を傷つけるようなきついことは言えない

真野志郎さんタイプ



コツコツ、積み重ねる努力は大切だと思う。

自分の将来のことをよく考える。

明るく何事にも前向きな樂天家であるあなたは、自分のラッキー運は人より強いと思っている

喜楽秀樹さんタイプ



最新の流行は、雑誌やテレビで必ずチェックしている。

何事にも好奇心旺盛で自信家のあなた。実は、自分の容姿にもちょっと自信がある

何田千恵さんタイプ



本を読むことより、雑誌を読むほうが好きだ。

あまり知らない人ともすぐに友達になれる。

世の中に悪い人はいないと思っているあなた。今までに人にだまされたことがない

待田良夫さんタイプ



電気製品を買ったときは、説明書をきちんと読んでから使う。

自分は人と比べて、気のきくほうだと思う。

物事にこだわらないおおらかなあなたは、過去を気にせず、今を楽しく生きる

鴨山 修さんタイプ



海外での生活など、いろいろな夢がある。

あまり考えず行動してしまうことがある。

面倒なことは、避けてしまうあなた。でも直感を信じて動けば大丈夫と思っている

信藤大輔さんタイプ



いい話があるんだよ…

今回の相談者は友人が多く、人気者の**大友恵美さん(20歳・短大生)**

中学時代のクラス会で
しばらくぶりに
会った智子。



久しぶり
元気だつた?

中学時代は地味な
女の子だったけれど、
今日はいかにも高そうな
ブランドを身に付けていた。



うん
ところで智子
すごくきれいにな
ったね:



そう…
とにかく、恵美
昔から友達多いし人気者よね
恵美にぴったりの
いい話があるのよ…



今ここでは言えないけど
私もこの話のおかげで
こんなに楽しい生活ができるのよ

来週説明会が
あるから
一緒に行かない?
決して変なこと
じゃないのよ…



ほんと!
うれしいわ…

どんな
内容かを
言えない
ような
いい話には
絶対裏があるんだ。

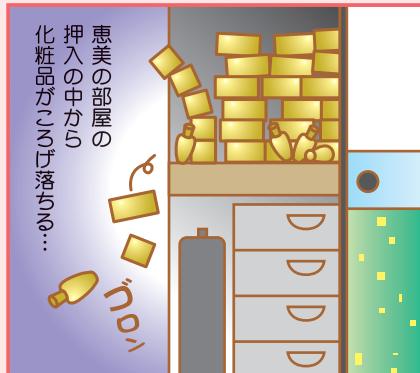


マルチ商法は友人をなくす!

智子と一緒に
一流ホテル。







だまされないゾウくんのアドバイス

その1

商品を買って販売組織に入り、その後に友人などを誘つて組織に入加入させると、その人たちを勧誘したことで利益が得られる商法を「マルチ商法」というんだ。

マルチ商法は後をたたないんだ。一人が一人ずつ勧誘していくと、27代目には、日本人の総人口を上まわる約1億3,400万人になるんだ。だから、みんなが得をする仕組みにはならないんだよ。落ち着いて考えればわかることだね！

その2

法律では、「必ずもつかる」などと言って悪質なマルチ商法を行うと、組織の中心的な人（統括者）だけでなく、勧誘した人も同時に罰せられることになっているんだ。だから、君は被害者になるだけでなく、加害者になるんだ。

その3

もし被害にあってしまっても、契約書を取り交わして20日以内だつたら、クリーニング・オフをしよう。
(クリーニング・オフについては、解決ファイル④を見てね)
20日を過ぎてしまっていても、あきらめずに消費者センターに相談してみよう。
中途解約ルールもあるんだよ。



簡単にもうかる
ビジネスなんて
ありえないよ！

簡単に資格が取れますよ

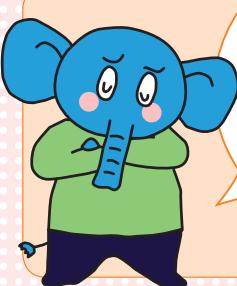
今回の相談者はまじめで、向上心のある**真野志郎さん**(20歳・大学生)

ある日、
家にいた志郎あてに
電話がかかってくる。

就職に有利だし
将来のためにも
資格をとつとかなきやね
行政書士なんて
今後有望だよ
受講するだけで
資格がとれるし…

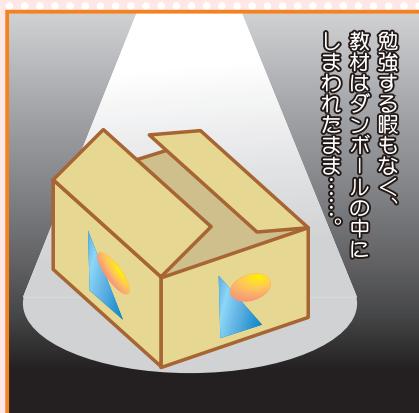
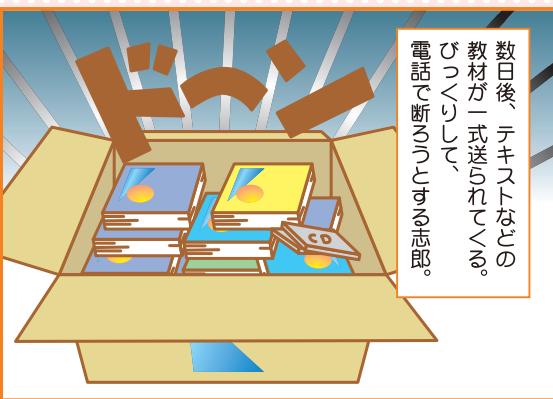


でも…
結構です



「結構です」は
承諾の意味にも
受け取られてしまう。
断るときは
「受講しません」と、
はつきり断ることが
大切だよ。

本当にとれるの?
資格商法と2次被害







だまされないゾウくんのアドバイス

その1

資格取得に積極的な二十代の若者を中心に被害が増大しているんだ。また、職場に直接電話をかけて「給料が違つてくる」「会社の推薦をうけた」など言葉巧みに勧誘したり、「態度が悪い。上司を出せ」などと脅すケースもあるんだよ。

その2

この場合のように一度何かの講座を受講すると、君の名簿が他の業者に流れ、似たような電話がかかってくるというようなことが最近増えているんだ。「名簿から君の名前を消してあげる」などと根拠のないことを言って契約を求めてくるケースには絶対にのらないように！

しつこく脅されるような場合は、「悪質商法一一〇番 島根県警察本部（0852-27-4649）」に相談してみよう。

その3

電話勧誘による「資格商法」の契約書を受け取つてから8日以内ならクーリング・オフができるんだ（解決ファイル④を見てね）。中には悪質なケースもあるから、困ったときは消費者センターに相談してみよう。でもまずは、必要ないと断ることははつきりと断ることが大切だ。

断るときには
はつきりと！



おめでとうございます！

あなたが当選しました

今回の相談者は明るく、前向きな 喜楽秀樹さん（20歳・会社員）

ある日、家に
秀樹あての電話が
かかってくる

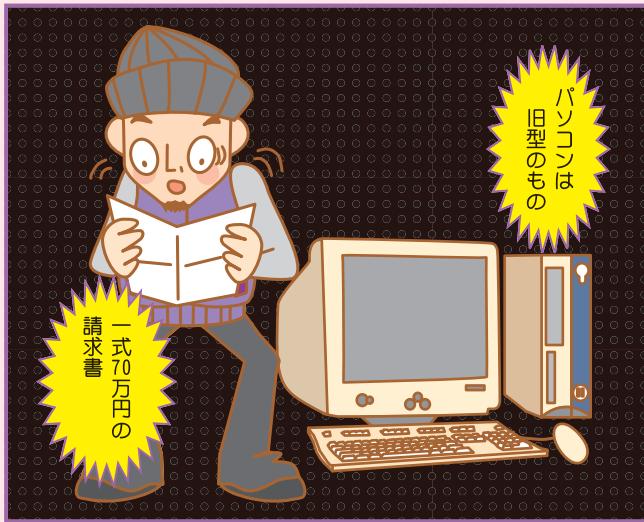
おめでとうございます秀樹君！
只今ギャンブル中で…
あなたは本当に運がいい

インターネットを利用して
会員制のレジャー施設や
ホテルを格安で利用できる
会員権が当たったんですね



言葉巧みなアポイントメント商法





今回は
特別キャンペーんだから
解約できないと
言つたでしょう…

それに
契約したくない場合は
契約書を
破いてとも
言つたでしょ…

えーっ
それじゃあ
解約できないわけ…



解約はできないと
言つても大丈夫!!
クーリング・オフは
できるんだよ。



その1

だまされないゾウさんのアドバイス

アポイントメント商法の多くは、呼び出されたら何時間も勧誘され、疲れてきて、正常な判断ができなくなつた頃を見はからつて契約するように仕組まれているんだ。また、男性には女性の、女性には男性のセールスマントリがついて、言葉巧みに勧誘するから気をつけよう! 電話で誘われて安易に応じるのは考え方なのだ。

その2

この場合のように、業者が、「今回は解約できない」と言つても大丈夫。契約書を交わして8日以内だつたらクーリング・オフ制度(解決ファイル④を見よう)で解約することができるんだ。電話ではなく、特定記録郵便・簡易書留郵便の書面で購入の意志がないことをきちんと伝えよう! クレジット契約の場合は、信販会社などにも、書面で契約解除通知を出しておく必要があるぞ。じつしたらいいかは、消費者センターに相談しよう!

その3

「クーリング・オフはできない」と言われた、あるいは脅されたためクーリング・オフができなかつた、という場合には、8日を過ぎてからもクーリング・オフができるんだ。業者から、あらためてクーリング・オフについて記載した書面を渡されたうえに、「これから8日を経過するまではクーリング・オフができる」と言つたから、8日を経過するまではクーリング・オフができるんだ。あきらめずに、消費者センターに相談しよう。

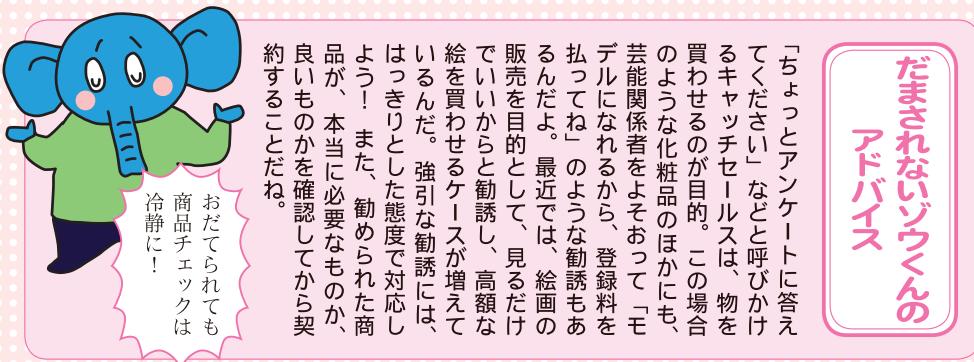
ちょっと

アンケートに答えにくださる

今回の相談者は好奇心旺盛で、自信家の何田千恵さん(21歳・〇〇)



キャッシュセールスに用心



使つてないのに…

今回の相談者は今まで人にだまされたことのない **待田良夫さん(22歳・会社員)**



架空請求に用心



だまされないゾウくんのアドバイス

その1

身に覚えのない請求ハガキやメールが届いても問い合わせの電話をしないこと。脅されたり個人情報を聞き出されてしまうからね。例えば「連絡をしない場合は裁判所へ出廷・財産の差し押さえ、強制執行など」と脅しの文句が書かれていても、決して連絡してはダメ!もし連絡してしまっても身に覚えのない請求であれば支払う必要はありません。一度払うとターゲットにされる恐れがあるからね。

その2

文書を送つてくる業者は、「法務局認定法人 民事訴訟通達総合センター」といったように法務局と関連があると思わせるものや、「訴訟通達管理局」など「訴訟」という言葉が含まれているものが数多く見られるけど、法務局とは関連が無いし、公的な機関でもないんだ。

その3

もし、本当に裁判所からの通知を受け取って放置していると、身に覚えが無く、書かれている内容が事実と違っても、相手の主張どおり裁判がくだされ、これを後日争うことができなくなり、強制執行を受ける不利益を被る恐れがあるんだ。裁判所からの通知は、「特別送達」と記載された裁判所の名前の入った「封書」で送付されるよ。

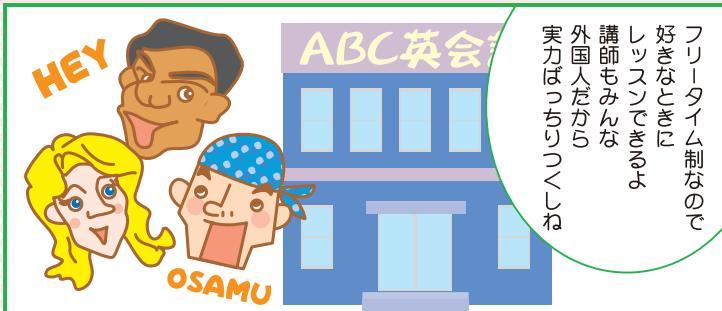
「特別送達」は、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受け取った人の署名又は捺印をするように求められるため、郵便受けに直接投げ込まれるようなことはないんだ。

もし、「」のような書類が届いたら、消費者センターに相談しよう。

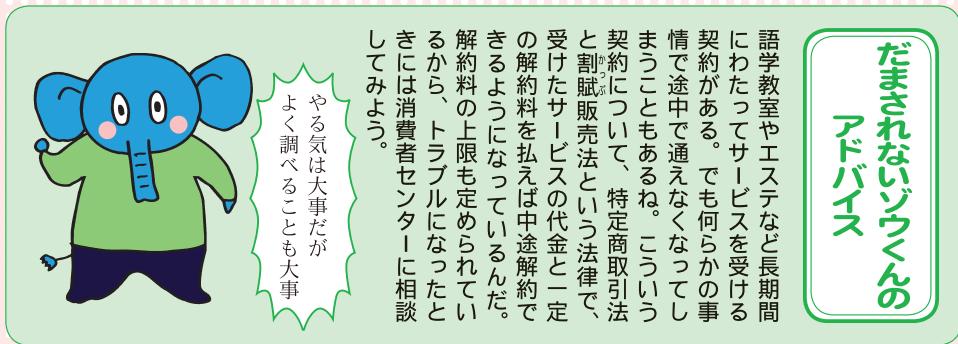
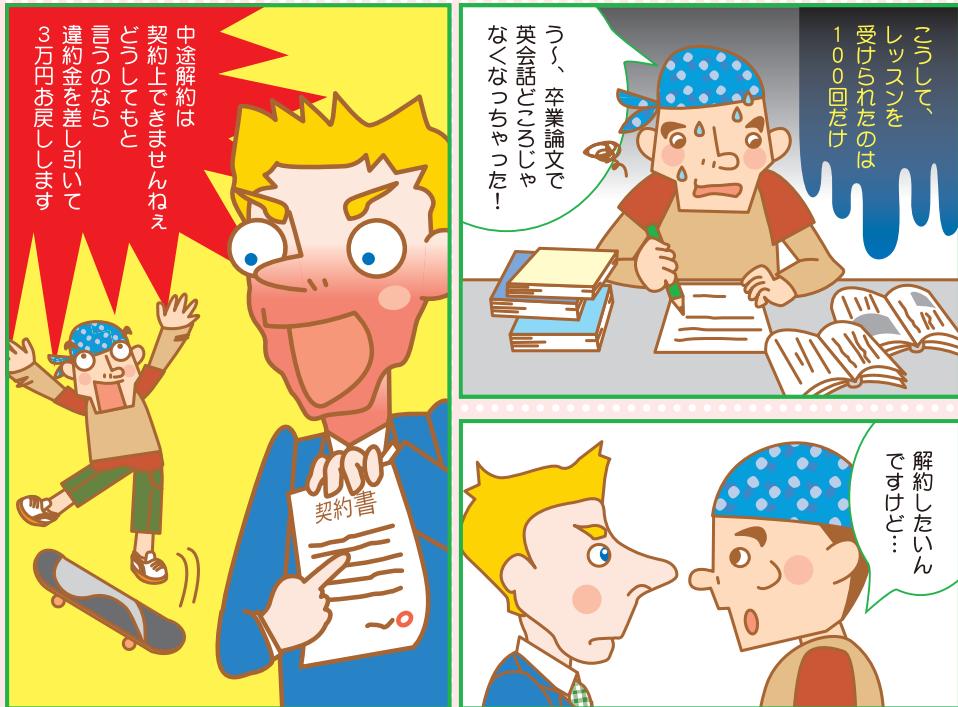
中途解約はできないの？

今回の相談者は物事にとらわれず大らかな鴨山 修さん(21歳・大学生)

ABC英会話



外国語教室やエステを契約する前に



使つた覚えがないのに…

今回の相談者は直感で行動するのが好きな信藤大輔さん(19歳・大学生)

スマートフォンで
ネットサーフィンを
していたところ



アダルトサイトに入ってしまい、
面白うなので、
写真をクリックしてみた。

次の画面を
クリック……。



確認

携帯電話情報を送
信しますか？

YES

NO



すると「入会ありがとうございます。
あなたの個体識別番号を登録しました。
ご利用料金は、3万円です」と表示された。



インターネットのアクセスは
調べてから

驚いてトップページに戻り、利用規約を探したところ、ページの一番下にあり

「お客様の利便性を優先した自動入会システムである」

「クリックした時点で自動入会になる」「15,000円を入会日から4日以内に振り込むこと」

などが書いてあった。

重要な利用規約が一番下にあり、支払いに対する確認もなかつたので、請求に応じたくないが、個体識別番号から調査するのも書いてあった。

だまされないゾウくんのアドバイス

11月

その1

これらの手口を用いている業者が、登録になりました“や”入会ありがとうございます”と表示しても、そもそも契約が有効に成立しているとは考えられません。そのため、業者から請求されても安易に支払わず、最寄りの消費者センターへ相談しよう。

その2

“個体識別番号”から個人情報が伝わることははないので、このようなサイトにアクセスしてしまっても慌てないことが大切。画面上に表示されている他のボタンをクリックしないよう注意し、トラブルに巻き込まれたときに備えて画面やサイト名、URLなどを記録、保存しておこう。問い合わせ先には絶対に連絡しない。

その3

最近では、アダルトサイトだけでなく、「無料の待ち受け画面サイト」「無料の着信メロディーサイト」や「雑誌で紹介されていたサイト」などにリンクされていたURLへアクセスしたところ、同様なトラブルに巻き込まれた事例やショートメッセージサービスから巻き込まれる事例もあるんだよ。思わずトラブルに巻き込まれる可能性があるため、興味本位でアクセスしないことが、いちばんの防御法だね。

参考

パケット代金（通信料）については、次のようなトラブルがあります。

・パケット定額制の対象にならないことは知っていたが、携帯電話をパソコンにつないで、インターネットを6時間利用した。思いもかけず60万円ものパケット料金を請求された。

・パソコン向けサイトを携帯電話で見るサービスをやめたら、同時にパケット定額制サービスもやめることになつていて、翌月に50万円請求された。自分が契約しているサービスの内容、通話や通信にかかる料金、料金プランなどを確認しておくことが大切です。分からぬことがあるたら、携帯電話会社に問い合わせましょう。また、料金案内機能を使って、こまめにその月の使用額を確認することも大切です。



契約って何？

契約とは約束の意味なんだ



「契約」とは、人と人の約束を意味する。人が社会生活を営むには、この約束を守るということが一番大切な。契約は、民法という法律で守られていて、それに違反した場合は損害を賠償したりしなければならない。このことをよく覚えておいてね。

契約の内容をよく確認しよう



当事者どうしの合意があれば契約は成立する。口約束であっても、合意していれば契約そのものは成り立つんだ。だから、多くの場合は契約書を作り、契約の成立と内容をはっきりさせ、後でもめごとになるのを防いでいるんだよ。契約をする場合は、契約書をよく読んで、納得してからサインをし、はんこを押すようにしようね。

内容が分かりにくい 契約が増えてるんだ



最近は、イメージを先行させて、サービスの内容が分かりにくい契約が増えているんだ。例えば、高級ムードのただようリゾートクラブや簡単に美しくやせられそうなエステティックサロンなど、何を契約するのかが、あいまいにされているんだ。十分な説明もなく、雰囲気だけで契約してしまうと、あとでイメージとは違ったなどというトラブルのもとになるんだよ。

「消費者契約法」は 消費者の利益を守る 法律だ



事業者は消費者より商品についてよく知っているうえ、契約のときの交渉もうまいから、巧妙な手口の悪質商法による被害があとを絶たない。こうした被害から消費者を守るために、「消費者契約法」という法律があるんだ。お店の人が、販売時の説明でウソをついたり、将来どう動くかわからない証券取引などの契約の時に「絶対もうかります」と断定的な情報を与えたり、商品の欠陥についてわざと教えなかつたりしたときや、消費者が展示会場などで帰してもらえず仕方なく契約したときなどは、契約を取り消すことができるんだよ。



契約の意味は分かったかな!!
でも法律のすき間で
悪質なことをする業者がいっぱいいるんだ

多重債務って何？

多重債務で自己破産するケースが
とっても多いんだ！

いくつものクレジット会社や消費者金融（いわゆるサラ金）等に借金している状態を、多重債務を抱えていると言うんだ。多重債務者の中には、買い物やレジャーなどでクレジットカードを利用しているうちに、自分の収入の範囲ではカード利用代金を支払えなくなり、クレジットカードや消費者金融のカードで借金をしてそれで返済を繰り返し、借金が雪だるま式に増えるという人が見られる。そして、どうしても返済できなくて、自己破産してしまうケースが多いんだ。自己破産とは、多額の借金に苦しむ人の最後の手段。裁判所に認められれば、借金返済は免除されるけど、しばらくの間はクレジット会社や銀行からお金を借りられないばかりか、社会的な信頼を失ってしまうんだよ。

自己の返済能力を超える債務を抱える個人破産申立件数は多く、そのうち9割が貸金業関係によるものとなっているんだよ。

自己破産申立件数の推移(全国)



楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でも借金はわずかずつの利用でも、まとまれば大変な金額になる。自分が支払いできる範囲をよく考えよう。また、クレジットカードは人に貸さない。黙って使われても、それはあなたの借金になってしまうよ。



無人契約機は便利かもしれないが……

最近では、「無人契約機」があちこちにあるよね。

免許証や保険証があれば簡単に消費者金融会社と契約ができて、すぐカードでお金を手に入れることができ

きるんだ。

しかし、誰にも会わずに手軽に借りることができるからといって、安易に利用することはとても危険だ。多重債務につながりかねないよ。

クレジットカードは正しく利用しよう!

クレジットとは、商品などを買う時に、今はお金がなくても将来必ず支払うという約束のもとに信用買いをすることなんだ。クレジット会社と契約し一定の範囲内で何度も信用買いができるよう、クレジットカードが渡されるんだよ。でも、クレジットはあくまでも借金をするということなので、後日支払いが増えて生活が苦しくならないよう計画的に使おう。



返済できる計画が立たないお金は借りない。

元利の返済額が可処分所得の20%を超えると、返済に無理が生じやすいと言われているよ。業者は利益を多く得ることができるから過剰融資を行うことがあるので注意しよう。(可処分所得…所得(収入)から税金や社会保険料などの経費を差し引いたあとに残る自由に使うことのできるお金)

保証人って何?

(例)友人から「クレジットで車を買うので保証人になってくれないか。絶対迷惑をかけない。」と言われたが、どうしよう!

借金の保証人には「保証人」と「連帯保証人」があり、法的な責任が異なります。

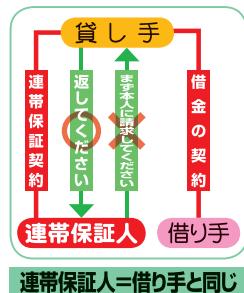
〈保証人〉

自分に借金の請求をされたり、自分の財産を差し押さえられそうになった場合、「借り手本人に請求してください」と言える法律上の権利があります。

〈連帯保証人〉

借り手と同等の責任があり、たとえ借り手に財産があったとしても、貸し手に請求されたら支払わなくてはいけません。

- 保証人を簡単にやめることはできません。
- 消費者金融や銀行などでお金を借りる際の保証人は「連帯保証人」であることがほとんどです。
- 連帯保証人になったことが原因で多重債務に陥った人もたくさんいます。
- 友人など親しい人に頼まれても、安易に「連帯保証人」や「保証人」にならないようにしましょう。



連帯保証人=借り手と同じ

名義貸しって何?

(例)先輩から「携帯電話の契約をすれば1台につき1万円もらえる。料金は払わなくていいし、すぐ名義変更するから大丈夫。」と言われたので3台契約し携帯電話を渡した。しかし、電話会社から30万円の請求書が届いた。他人に名義を貸すことを「名義貸し」といいます。事例では、電話会社と契約しているのはあなたなので、契約者(名義人)であるあなたに支払い義務があります。消費者金融の名義貸しの被害も発生しています。生徒手帳・学生証、運転免許証などは、名義貸しに利用されるおそれがあるので、安易に他人に渡してはいけません。

問題を解決できないと思ったら

借金返済のために借金をすることはぜったいダメ！ 多重債務を抱えて困っている人につけこんで、「債務を一本化する」とか「融資先を紹介する」などの広告で勧誘して、よけいに借金を増やさせるヤミ金融も多い。また、改正貸金業法が完全施行（H22.6.18）され、年収の3分の1を超える借金ができなくなったことから、ヤミ金融業者が狙っています。被害があってからでは遅い。返済できない借金はぜったいしないという心構えが必要だよ！



問題を解決できないと思ったら
すぐに専門の相談機関へ !! （解決ファイル⑤参照）

「ヤミ金融」には絶対に手を出さない！

「ヤミ金融」とは法律を無視した高金利でお金を貸そうとする無登録の金融業者のことだ。（登録していても悪質な業者がいるから要注意だ。）「低金利」「即日融資」「どなたでもOK」など、ダイレクトメール、電話、チラシ、携帯の融資サイトなどで勧誘てくる。しかし、実際には法律の上限をはるかに上回る高金利を要求するんだ。

勧誘するときは優しい態度だが、返済を迫るときは一変して脅迫的な態度になる怖い業者だ。

※ヤミ金融は犯罪です。ヤミ金融による被害、取り立てに関する苦情は警察へ申し出よう。

こんな手口もあるから注意しよう。

- 融資すると言いながら逆に手数料と
かをだまし取る「融資保証金詐欺」
- 他の金融業者を紹介すると偽り紹介
料をだまし取る「紹介屋」



ネットトラブルに遭わないために

インターネットで物を買うときには

注文は慎重に! 届いたらすぐに中身をチェック!



インターネット・ショッピング

インターネット・ショッピングで商品を注文したい。どういうことに注意すればいいのかな?



インターネット・ショッピングの注意点

- ①販売業者名、住所、電話番号などを確認し、URLを含めて保存しておきましょう。
- ②支払い方法が複数選択できるショップを選びましょう。クレジットカード払いは信用できる事業者でないと情報を悪用される場合があります。代金引換は手数料がかかる場合が多いです。

- ③返品条件を確認しましょう。条件があればそのとおりに、特に記載がない場合は商品到着から8日以内なら消費者が送料を負担して返品が可能です。
- ④販売業者の評判を確認してみましょう。ステマ（スルスマーケティング）もあるから判断は慎重に。
- ⑤届いた商品が広告と違うというトラブルも少なくありません。注文内容の確認画面や業者からのメールは保存しておきましょう。
- ⑥近年、お試し注文のつもりが定期購入契約になっていたというトラブルが多発しています。紛らわしい広告も多いので、契約条件は慎重に確認しましょう。



インターネット・オークション

インターネット・オークションを安全に利用するためにはどうしたらいいの?

インターネット・オークションは基本的に個人間の取引です。消費者を守る法律が使えないこともあるため、自己責任が強く求められます。商品が届かなかったり、商品が不良品であった等のトラブルや、匿名性が高いので、相手方と連絡が取れなくなることもあります。

インターネット・オークションの注意点

- ①取引相手のメールアドレスや携帯電話番号だけでなく、住所、氏名、固定電話番号も確認して、代金

- を振り込む前には相手方に連絡を取りましょう。
- ②サイトの評判欄で出品者の過去の取引状況や評判を確認しておきましょう。
 - ③品物の状態や返品の条件を確認しましょう。
 - ④相手とのメールのやり取り、取引記録は保存しておきましょう。商品や代金の安全なやり取りを仲介するエスクローサービスなどを利用すると安心です。振込の控えも保管しておきましょう。



個人情報が盗まれる危険性があるよ



占いサイト・懸賞応募・アンケート・フィッシング詐欺

最近、知らない人や業者からいろいろなメールが届くようになったのだけれど…。



無意識のうちに個人情報を流出させていませんか。インターネット上に個人情報を登録する場合はくれぐれも注意が必要です。

個人情報を流出させてしまういろいろな場面

①占いサイト

姓名占い、電話番号占い、星座占い、相性占いなど、気軽な気持ちで自分の名前や電話番号、生年月日などの個人情報を登録していませんか。悪質なサイト運営者が個人情報を収集しているかもしれません。

②懸賞応募・アンケート

懸賞やプレゼントへ応募したり、インターネットショッピングで氏名やクレジットカード番号等様々な個人情報を登録するときも注意が必要です。



③フィッシング詐欺

フィッシング詐欺とは金融機関などからのメールを装い、銀行口座やクレジット番号などを返信させたり、偽りのホームページに誘導して個人情報を入力させ、結果的に金銭をだましとるものです。



架空請求・不当請求・ワンクリック料金請求詐欺

携帯電話で着メロのダウンロードサイトへアクセスして、何かをクリックしたら、いきなり「ご登録ありがとうございます」と表示され料金を請求されました!



興味本位で無料のアダルトサイトや芸能サイトを見ていて、画像などをクリックしたら料金が請求されてしまった、全く身に覚えがないのに、未払い料金の請求メールがきたというトラブルがあります。あわてて連絡しない、支払わないことが大切です。

架空・不当請求の対処方法

①身に覚えのない架空・不当請求がきても支払ってはいけません。

②あわてて相手方に連絡をしてはいけません。新たな個人情報を教えることになってしまいます。

③IP アドレス、個体識別番号、プロバイダー名、メールアドレスなどが相手に知られたとしても、アクセスした人を特定されたり、重大な個人情報を知られたりすることはないので、過度に不安になる必要はありません。



お金・情報・物品をだまし取ろうとする人がいます。

- まずはパソコンのセキュリティ対策が基礎の基礎!
- インターネットによる取引は、相手の顔が見えません。そのリスクを十分に理解して、慎重に利用することが大事です。
- 知らないメールのURLにはアクセスしない。すぐに削除!
- アダルト系や安い金儲けをうたうサイトは罠だらけ。近づかない!
- 「無料」に釣られちゃダメ! 後になって「話が違う」ことも。
- 「トラブルを解決します」という被害回復商法にもトラブルがいっぱい。困った時はまずお近くの自治体の消費生活相談窓口へ!!



クーリング・オフ って何？

クーリング・オフの制度をよく知ろう！

●クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは英語で「頭を冷やして契約から離れる」という意味。一定期間内なら一定の条件の下で、消費者が考え直して一方的に契約をやめることができるというもので、消費者を守る制度なんだ。でも、消費者のほうから店に自発的に出向いた場合や、カタログを見て注文する通信販売（インターネット販売を含む）などにはクーリング・オフは適用されないよ。



●クーリング・オフのできる商法と期間

下の表を見てクーリング・オフができるかどうか確かめてみよう。

下の表の取引を個別クレジットにより契約した場合、クレジットをクーリング・オフすれば、同時に販売契約もクーリング・オフとなります。

特定商取引法、割賦販売法によりクーリング・オフできる取引・期間

取引内容	期間	適用対象
訪問販売（ポイントメント商法・キャッチセールスなど）	8日間	原則すべての商品、役務（例外を32ページに記載）、指定権利（リゾート・ゴルフ・スポーツ会員権、映画・劇場等チケット、英会話サロン利用券）
電話勧誘販売（資格商法など）	8日間	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス
特定継続的役務提供	8日間	すべての商品とサービス
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間	すべての商品とサービス
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	20日間	原則すべての物品（例外は自動車、大型家電製品、書籍、DVD、CD、ゲームソフトなど）
訪問購入	8日間	

※期間は契約書を受け取った日を含む。

それでもトラブルに出会ったら どこに相談すればいいの

○島根県消費者センターには、多くの相談が寄せられているんだ。なかでも、使用した覚えのないインターネットや携帯電話、ハガキなどによる架空・不当請求に関連した相談が多いんだよ。

また、資格取得講座や学習のための補習用教材の契約、多重債務を含めたサラ金に関する相談も多いんだ。他には、「在宅で誰でも簡単に仕事ができる」などと内職を勧められ、高級なパソコンやソフトの契約をしてしまう「内職商法」の相談もあるよ！



- 販売者の名称
- 買った日、契約した日
- 買った場所、契約した場所
- 商品名
- その時の事情をまとめてから相談しようね



ここに相談しよう!!

だまされないゾウくん Twitter
https://twitter.com/Shimane_CIC

消費生活についての相談窓口は

島根県消費者センター TEL(0852)32-5916

松江市殿町8-3「市町村振興センター」5階

日～金(除 祝日、年末年始) 8:30～17:00

※日曜日は電話相談のみです。日曜日の12:00～13:00は行っておりません。

平成29年1月から電子メールによる消費生活相談の受付を開始しました。相談方法や注意事項など詳しくは島根県消費者センターHPを参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>



進学、就職で
県外に行っても、全国各地に
消費者（消費生活）センターが
あるから、迷わず相談しよう。
相談先がわからなければ、
ここで紹介するよ。



石見地区相談室 TEL(0856)23-3657

益田市昭和町13-1「県益田合同庁舎」2階

月～金(除 祝日、年末年始) 8:30～12:00、13:00～17:00

全国共通の電話番号で最寄りの相談窓口につながります

消費者ホットライン (局番なし) 188 いやや

県警にも相談窓口があります

警察相談センター TEL #9110 (全国共通です)

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市市民相談室	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501 (内線312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隱岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		



だまされないゾウくん

平成28年12月
島根県消費者センター
TEL 0852-32-5916 (相談電話)